

# 宍粟市子ども・子育て支援事業計画 (骨子案)

※未定稿

平成 26 年6月

宍 粟 市

## 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 計画の法的根拠 .....	2
3. 計画の期間 .....	2
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>3</b>
1. 人口について .....	3
2. 世帯について .....	8
3. 就業の状況について .....	11
4. 就学前施設の在籍状況 .....	12
5. ニーズ調査結果の概要 .....	14
6. 第2次大栗市少子化対策推進総合計画の評価 .....	20
7. 現状・課題のまとめと今後の方向性(仮) .....	21
<b>第3章 計画の基本理念</b> .....	<b>22</b>
1. 計画の基本理念 .....	22
2. 計画の基本目標(仮) .....	22
3. 施策の体系 .....	23
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>24</b>
<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	<b>24</b>
1. 必須記載事項 .....	24
<b>第6章 推進体制</b> .....	<b>33</b>
<b>参考資料</b> .....	<b>33</b>

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

宍粟市では、平成 22 年 3 月に、平成 26 年度までを計画期間とする「第 2 次宍粟市少子化対策推進総合計画（しそう子ども・子育て応援プラン）」を策定し、「みんなで子育て 子どもが輝くまち」を基本理念に、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実等、施策の展開を図ってきました。

また、平成 25 年 1 月には「しそうこども指針」を策定し、そのなかで乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたい子どもの像を示し、家庭と地域社会、教育・保育施設及び行政機関がともに協力し連携しながら、すべての就学前の子どもの教育・保育の充実と子育て支援を推進してきました。

しかし、本市においても少子高齢化や核家族化の進展による様々な社会状況の変化や、女性の就労希望の増加による保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は日々変化しており、子どもの育ちへの影響が問題視されています。

以上のことを踏まえ、宍粟市の子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

## 2. 計画の法的根拠

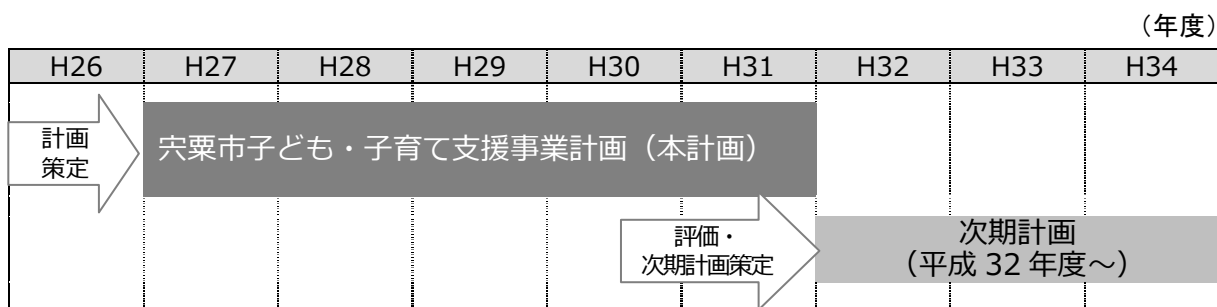
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたいこどもの像を示す「しそく子ども指針」、さらに少子化対策の推進とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「第 2 次宍粟市少子化対策推進総合計画（しそく子ども・子育て応援プラン）」の考え方を継承するものとします。

また、この計画は、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、「宍粟市総合計画」を上位計画とし、「宍粟市地域福祉計画」などの関連計画と整合を図ったものとしています。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



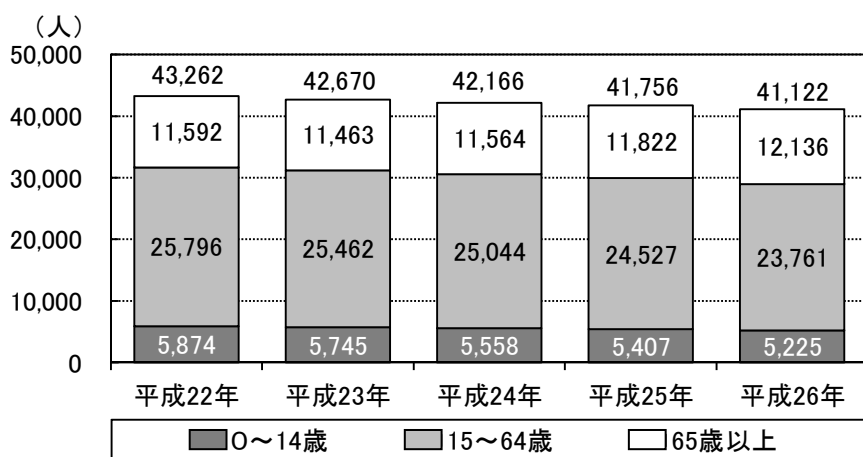
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1. 人口について

平成22年以降、総人口は減少傾向にあり、平成22年～平成26年にかけて毎年約400～600人減少しています。

また、65歳以上人口は、平成22年～平成23年にかけては減少していますが、平成23年以降は増加傾向にあります。その一方、0～14歳人口と15～64歳人口は、ともに減少傾向となっており、今後も引き続き減少していくことが予測されます。

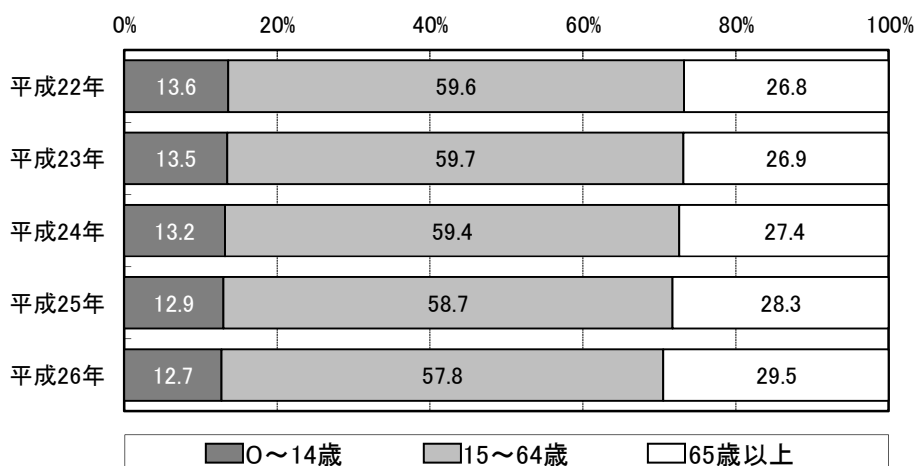
■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢3区分別人口割合については、65歳以上人口割合が増加傾向にある一方、0～14歳人口割合は、ゆるやかな減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

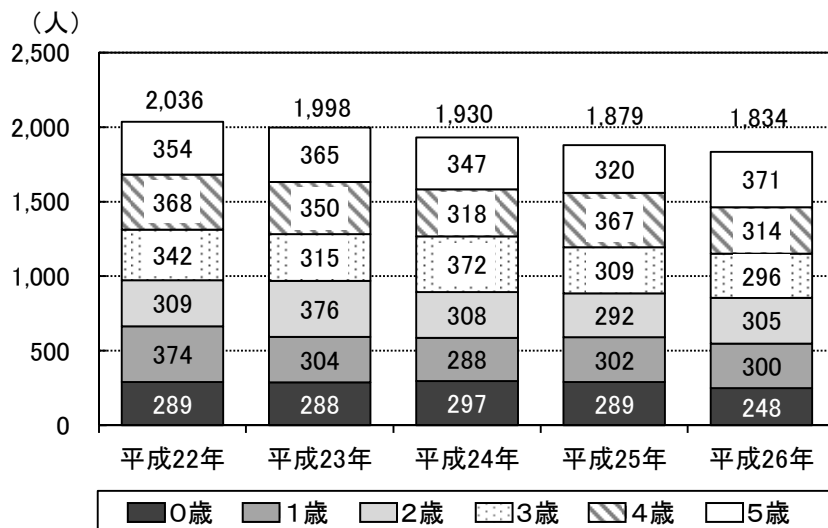
■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

平成 22 年以降、就学前児童（0歳～5歳）は減少傾向にあります。0歳について、平成 22 年～平成 25 年にかけては 300 人近くを推移していましたが、平成 26 年では 248 人となっています。

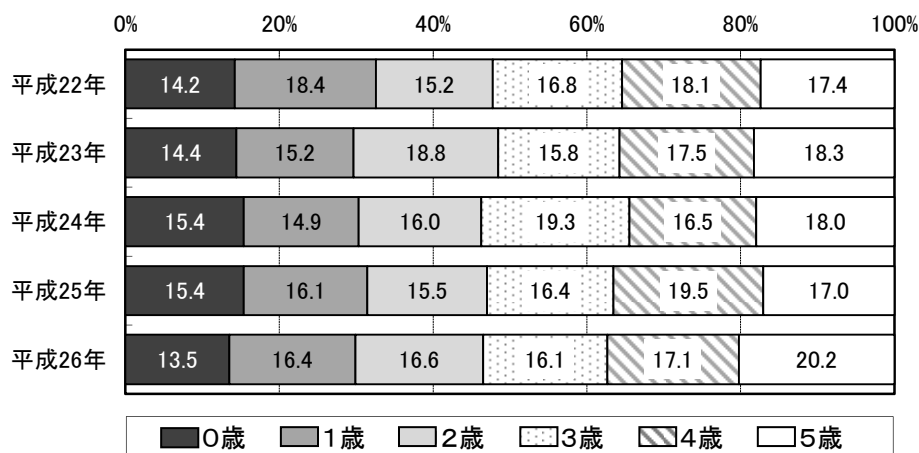
■年齢別就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

平成 26 年の年齢別就学前児童割合は、0歳が 13.5%、5歳が 20.2%となっており、児童割合としては、不均等な状況となっています。

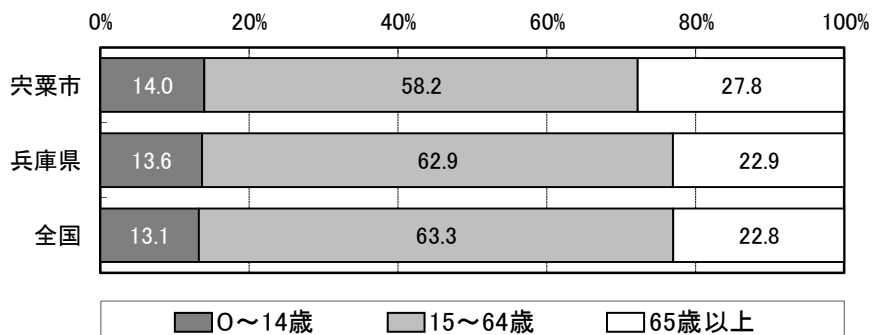
■年齢別就学前児童割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

宍粟市の年齢3区分別人口割合について、兵庫県及び国と比較すると、0～14歳人口割合と65歳以上人口割合が高く、15～64歳人口割合が低くなっています。0～14歳人口割合については、兵庫県や国よりも高く、子どもの占める割合が高いことがわかります。

■平成22年における年齢3区分別人口割合の比較

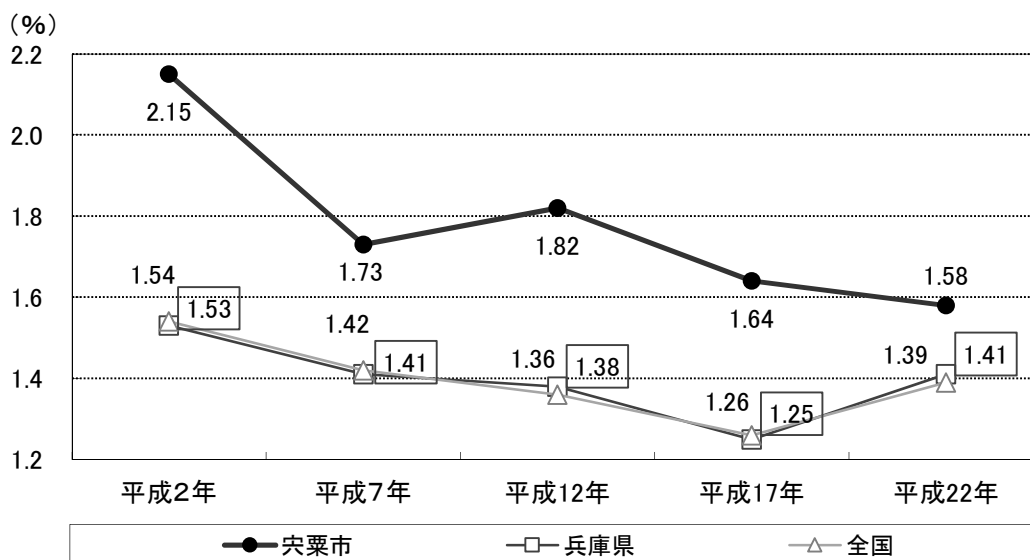


※年齢不詳は除く。

資料：国勢調査

合計特殊出生率は平成2年～平成7年にかけて急激に減少しており、平成7年～平成12年にかけて増加傾向になり、平成12年以降は転じて減少傾向となっています。一方、兵庫県と国では、平成17年～平成22年にかけて増加傾向にあります。宍粟市は、いまだ県と国よりも高い水準にあります。

■合計特殊出生率の比較

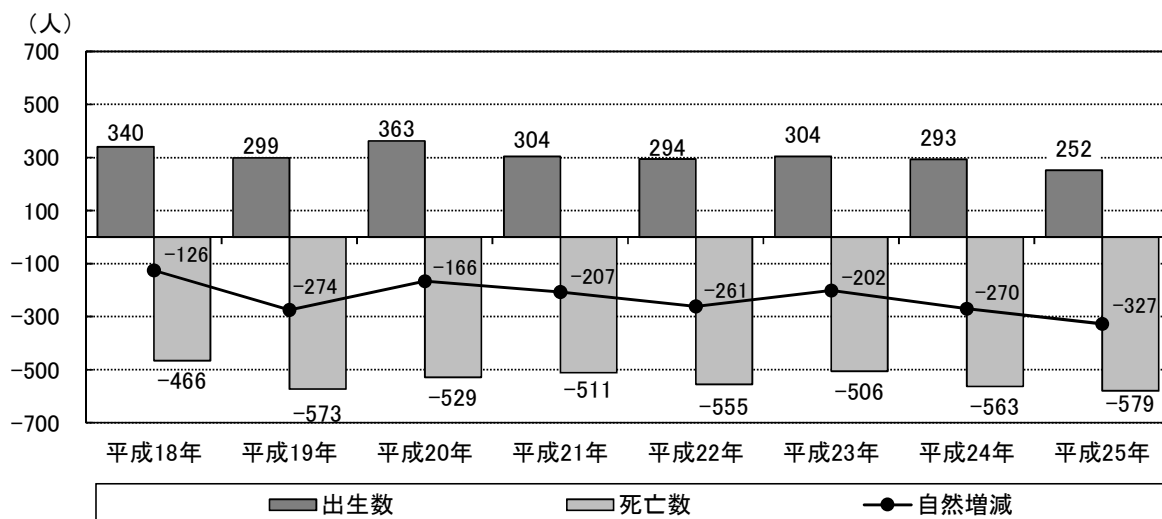


※合計特殊出生率…一人の女性が生涯に産むとされる子どもの数。

資料：兵庫県厚生統計

自然動態では、平成 18 年～平成 25 年にかけて死亡数が出生数を上回っており、人口減少の要因となっています。また、平成 23 年～平成 25 年にかけての出生数は減少傾向にあり、一方、死亡数は増加傾向にあります。

■自然動態

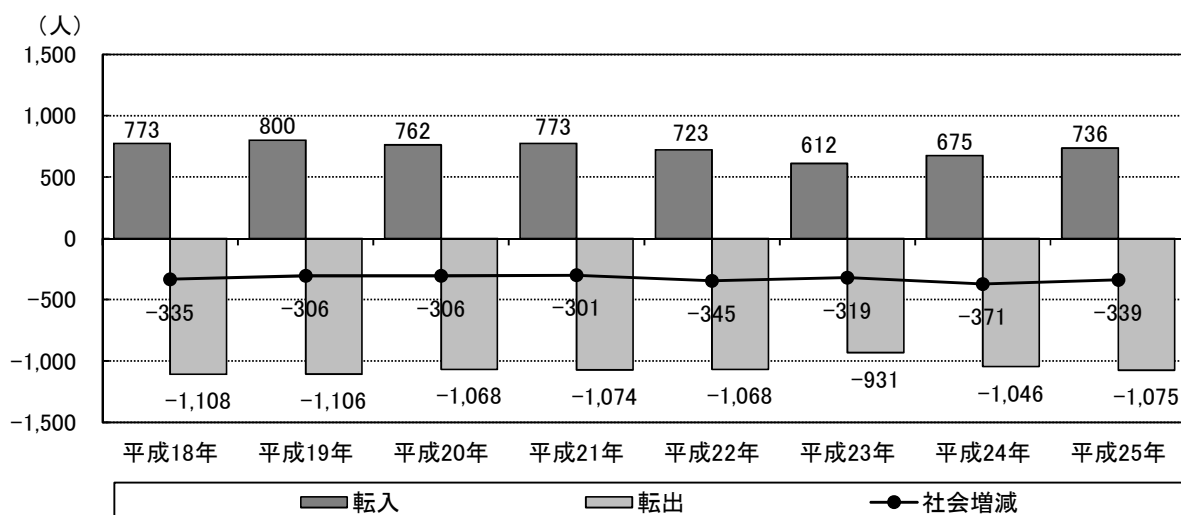


※自然動態…出生数から死亡数を減じた数。

資料：宍粟市人口統計表

社会動態では、平成 18 年～平成 25 年にかけて、転出数が転入数を上回っており、こちらも人口減少の要因となっています。平成 23 年～平成 25 年にかけての転入数と転出数は、ともに増加傾向にあります。

■社会動態



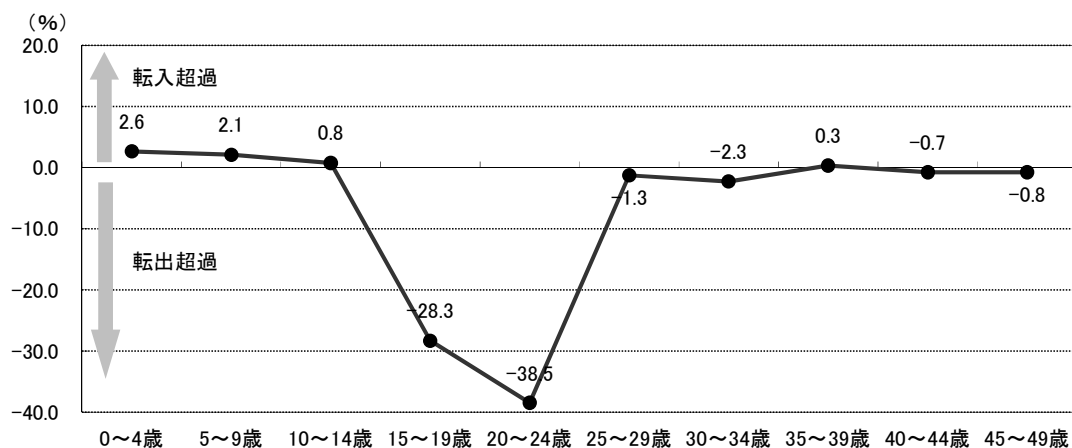
※社会動態…転入者数から転出者数を減じた数。

資料：宍粟市人口統計表



平成 22 年の国勢調査における年齢別の転出入人口割合では、0～4 歳や 5～9 歳の転入超過が多くなっているものの、15～19 歳や 20～24 歳の転出超過が非常に多くなっています。高校卒業後、進学や就業などで、大量に市外に転出していると考えられます。その一方、25 歳以降は、割合が低くなり、子育て世代の転入が多いこともうかがえます。

■年齢別転出入人口割合



■年齢別の転出入状況(抜粋)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
人口(人)	1,629	1,889	2,208	1,772	1,513	1,886	2,155	2,594	2,138	2,361
転入(人)	113	158	92	53	257	386	341	235	120	74
転出(人)	70	118	75	555	839	410	390	226	136	92
社会増減(人)	43	40	17	-502	-582	-24	-49	9	-16	-18
年代別転出入割合 (%)	2.6	2.1	0.8	-28.3	-38.5	-1.3	-2.3	0.3	-0.7	-0.8

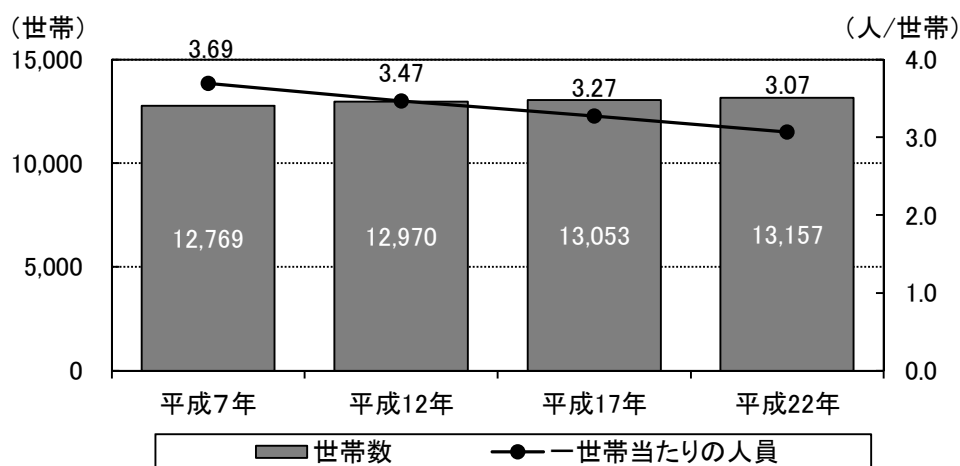
※年齢別転出入割合は、各年齢の人口に対して、転出入人口を除算した数。

資料：国勢調査(平成 22 年)

## 2. 世帯について

世帯数は増加する反面、一世帯当たりの人員は減少しており、核家族化や高齢化等に伴う単独世帯数の増加が想定されます。

### ■ 宍粟市における世帯数と一世帯当たりの人員の推移

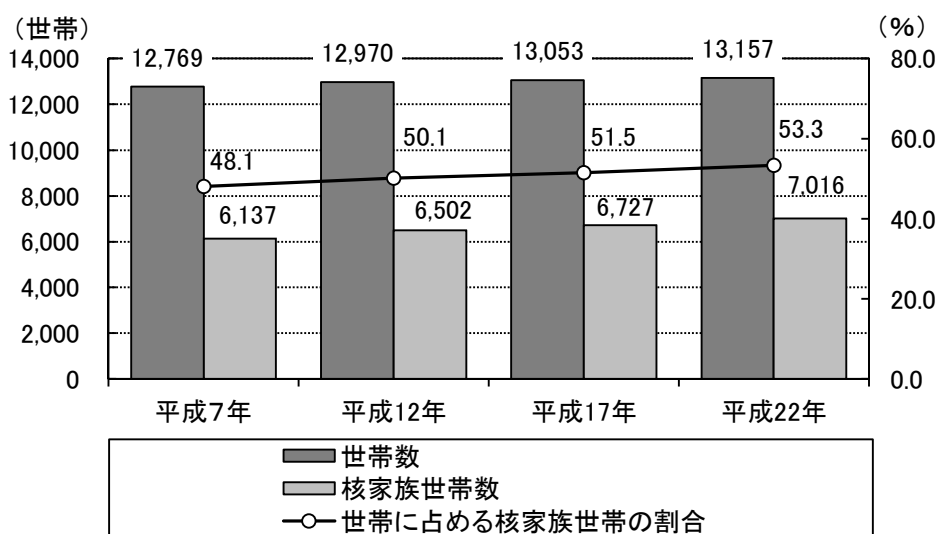


※ここでいう「世帯」とは、国勢調査における「一般世帯」と「施設等の世帯」の2区分のうち「一般世帯」を指す。

資料：国勢調査

世帯数の増加に伴い、核家族世帯数が増加しています。また、世帯に占める核家族世帯の割合も増加傾向となっており、平成12年以降は50%を上回っています。

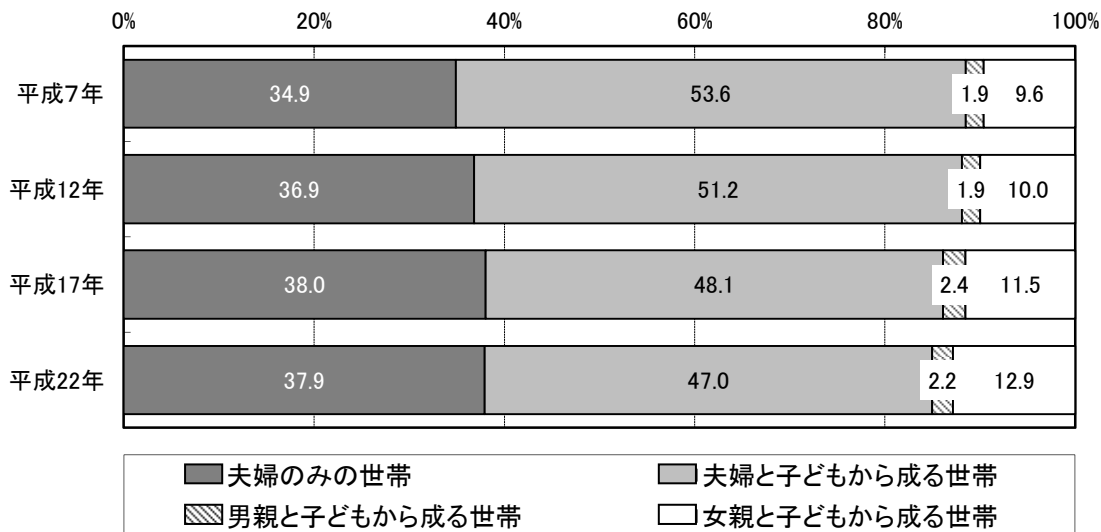
### ■ 宍粟市における核家族世帯数等の推移



資料：国勢調査

核家族世帯の内訳としては、平成7年から平成17年にかけて、夫婦のみの世帯割合がやや増加していますが、それ以降は微減となっています。一方、夫婦と子どもから成る世帯割合は減少しています。また、女親と子どもから成る世帯の割合は増加しており、それらの世帯の保育ニーズが増加していることも考えられます。

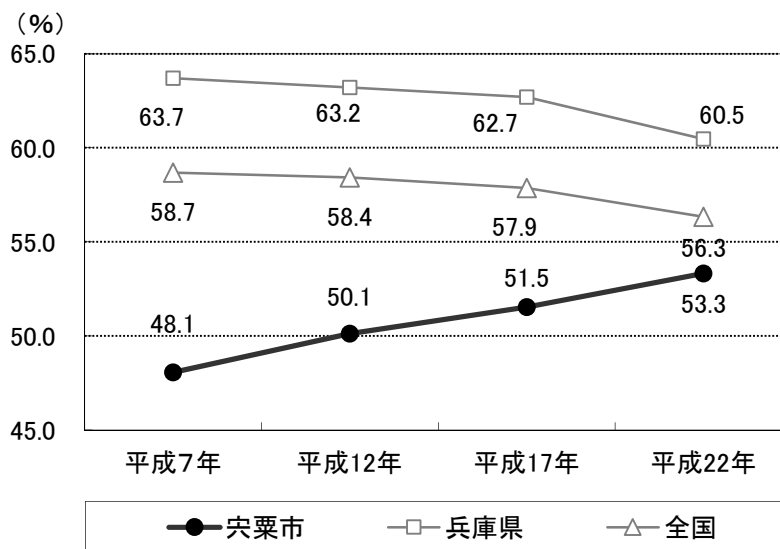
■ 宍粟市における核家族世帯の内訳



資料：国勢調査

宍粟市の世帯に占める核家族世帯の割合は、兵庫県及び国と比べて低い割合となっていますが、年々増加傾向にあります。市としては、今後とも核家族世帯の増加が想定されます。

■ 世帯に占める核家族世帯の割合の比較

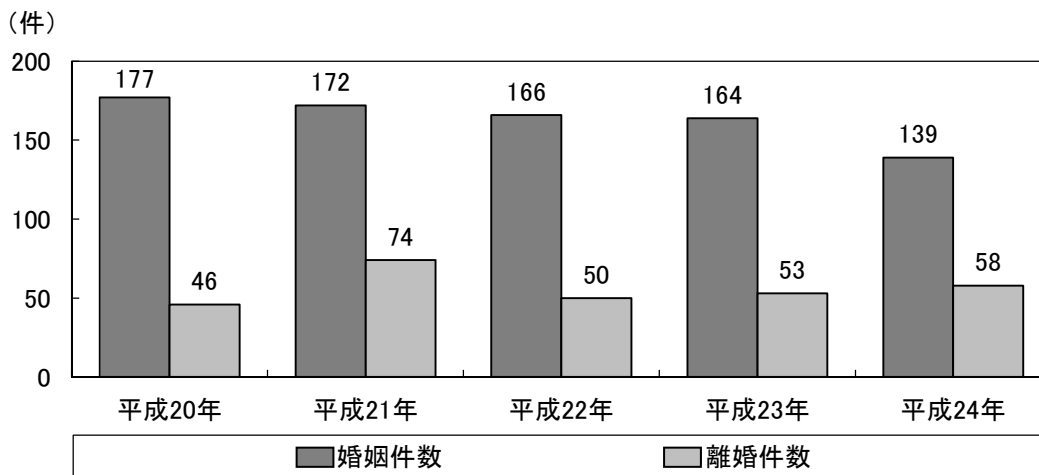


資料：国勢調査

婚姻件数は、平成 20 年から平成 24 年にかけて、減少傾向にあります。

離婚件数は、平成 21 年から平成 22 年にかけて減少し、平成 22 年以降はゆるやかな増加傾向にあります。

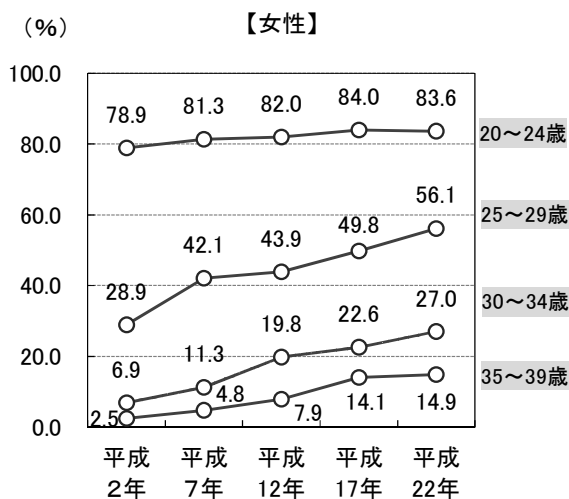
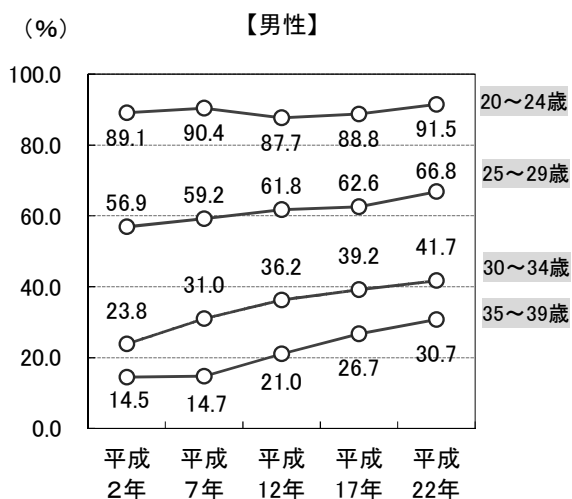
■婚姻件数及び離婚件数の推移



資料:兵庫県厚生統計 人口動態調査

未婚率は、男女いずれの年代においても上昇傾向にあります。特に女性においては、20歳代後半から30歳代が大きく上昇しています。男性においては、30歳代の未婚率が上昇しています。

■未婚率の推移(男女別・年齢階層別)

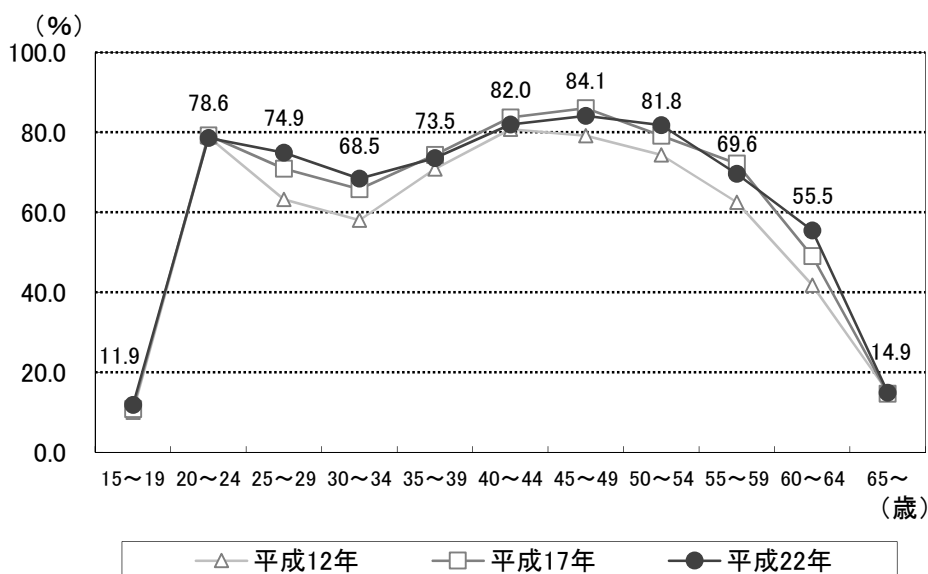


資料:国勢調査

### 3. 就業の状況について

女性の労働力率は、20歳代前半で高い割合を示した後、出産・子育て期に入る30歳代前半から後半で底をつき、その後再び上昇するというM字曲線を描いています。しかし、30～34歳をはじめとする子育て世代の労働力率は年々増加しており、働く女性の保育ニーズが高まっていることがうかがえます。

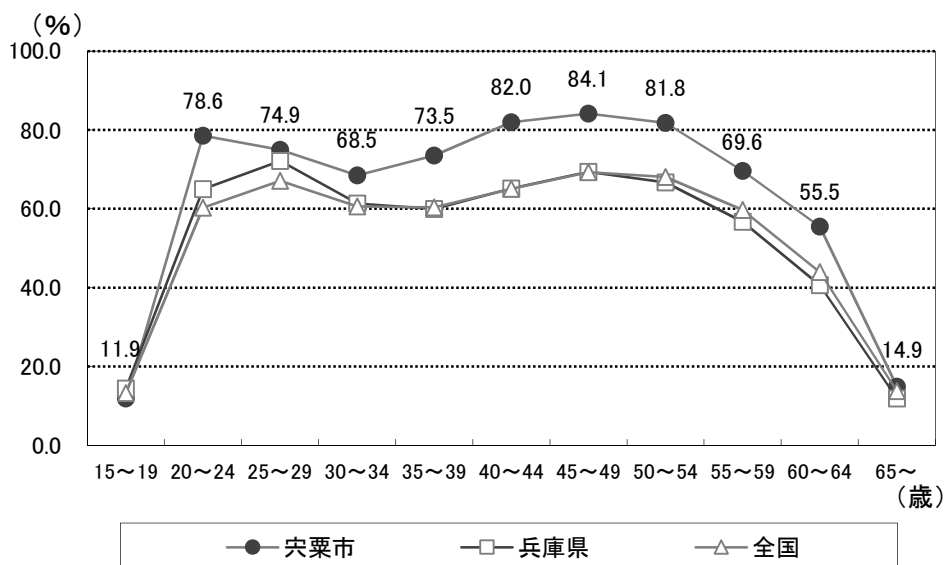
■ 宍粟市における労働力率の推移(女性)



資料: 国勢調査

宍粟市の女性の労働力率は、兵庫県及び国と比べても高い水準となっており、母親が働いている子育て家庭が多いことがうかがえます。

■ 宍粟市における労働力率(女性・平成22年)の比較

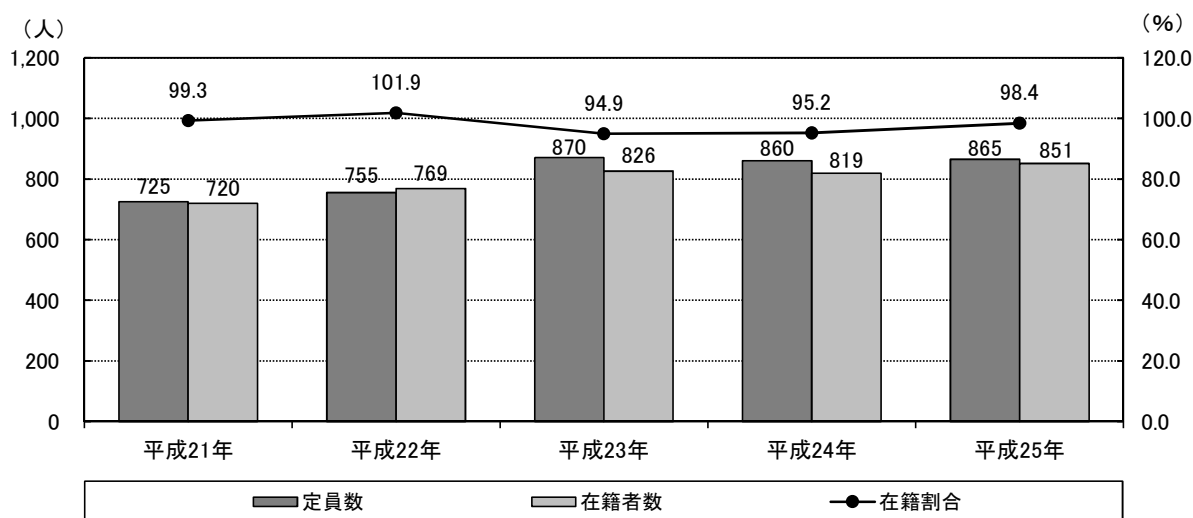


資料: 国勢調査

#### 4. 就学前施設の在籍状況

認可保育所（園）全体の在籍割合は、平成22年において100%を超えており、それ以外の年度では100%を下回っています。

■認可保育所（園）の定員数と在籍者数

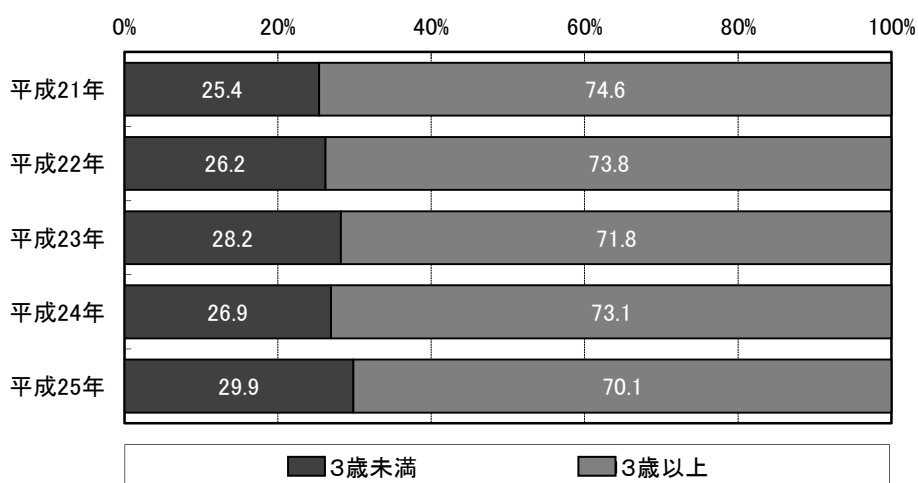


注: 管外受託込み。

資料: こども未来課(各年7月1日現在)

3歳未満児の占める割合が、増減を繰り返しながら増加傾向にある一方で、3歳以上児の占める割合は、それに伴い減少傾向にあります。

■年齢別認可保育所（園）の在籍割合

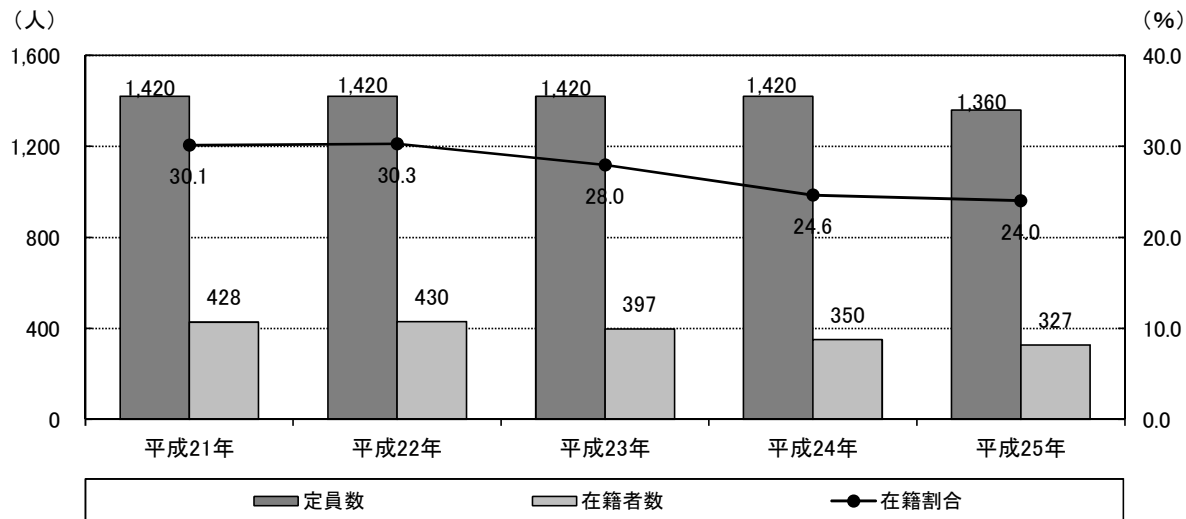


注: 管外受託込み。

資料: こども未来課(各年7月1日現在)

幼稚園の在籍割合は、平成 22 年の 30.3%からは減少傾向となっており、定員数を下回る状態が続いています。また、在籍者数に関しても平成 22 年以降は減少傾向にあり、今後の就学前教育のニーズが高まるよう、就学前教育の質における問題を解消していくことが求められます。

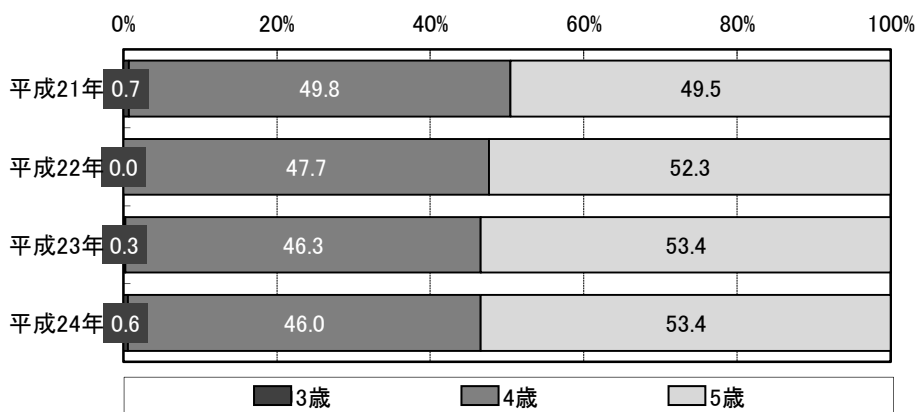
■幼稚園の定員数と在籍者数



資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

平成 21 年～平成 24 年にかけて、5 歳児の占める割合は増加傾向にあり、幼児教育ニーズの高まりがうかがえます。

■年齢別幼稚園の在籍割合



資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

## 5. ニーズ調査結果の概要

### (1) ニーズ調査の概要

調査の目的	本調査は、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保育ニーズや宍粟市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。		
調査設計	<p>調査地域：宍粟市全域</p> <p>調査対象者：就学前児童：平成25年10月1日現在、宍粟市在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者（就学前児童調査）</p> <p>小学生児童：平成25年10月1日現在、宍粟市在住の「小学生児童」がいる世帯・保護者（小学生児童調査）</p> <p>抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）の末子がいる全世帯1,440件、小学生（6歳～11歳）の末子がいる世帯から1,000件を無作為抽出</p> <p>調査期間：平成25年11月29日（金）～12月13日（金）</p> <p>調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法</p>		
調査種類	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,440	646	44.9%
小学生児童	1,000	447	44.7%
合計	2,440	1,093	44.8%

### 【ニーズ調査結果の見方】

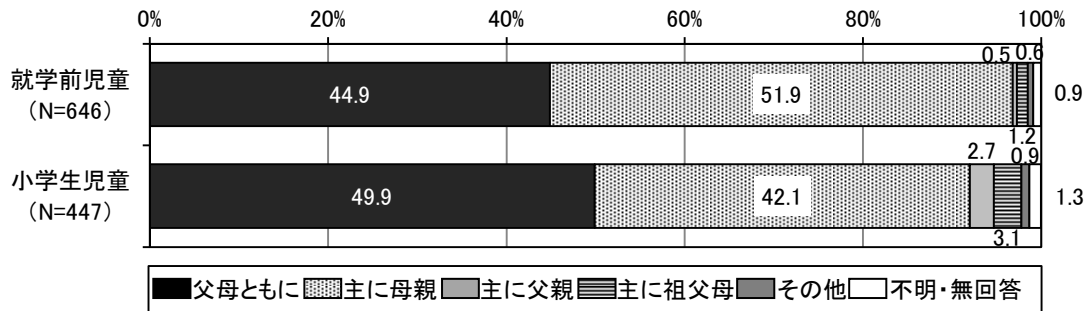
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。



## (2) 調査結果の概要

### ①子育てを主に行っている方

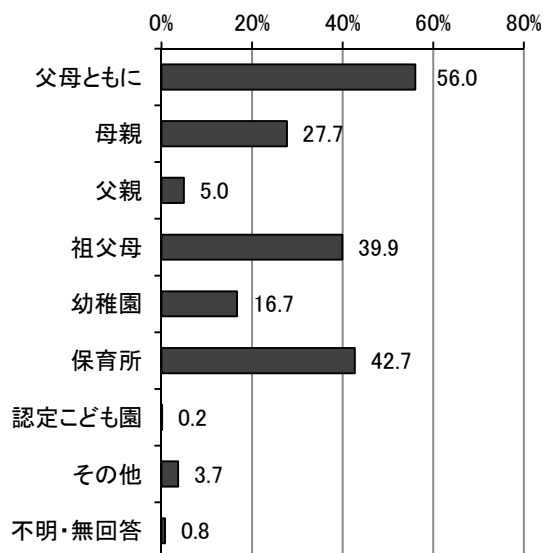
子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童では「主に母親」が51.9%と最も高く、次いで「父母ともに」が44.9%となっています。一方、小学生児童では「父母ともに」が49.9%と最も高く、次いで「主に母親」が42.1%となっています。就学前児童の母親に負担がかかっていることがうかがえます。



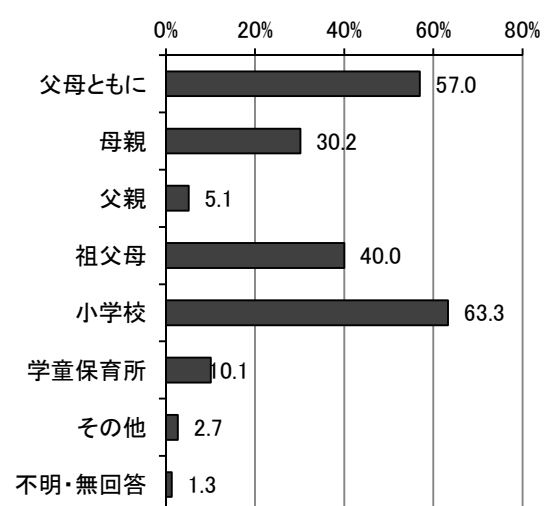
### ②子育てに日常的に関わっている方（施設）

子育てに日常的に関わっている方（施設）についてみると、就学前児童では「父母ともに」が56.0%と最も高く、次いで「保育所」が42.7%となっています。一方、小学生児童では「小学校」が63.3%と最も高く、次いで「父母ともに」が57.0%となっています。

就学前児童 (N=646)



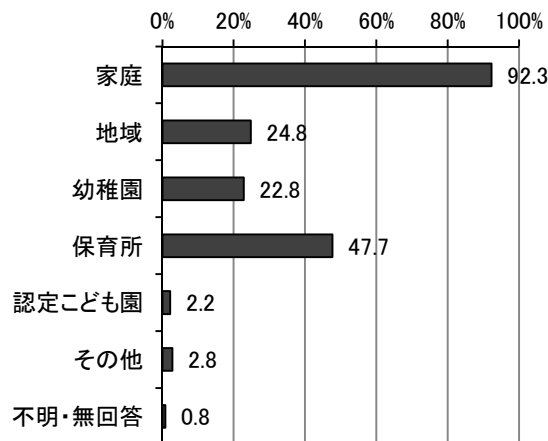
小学生児童 (N=447)



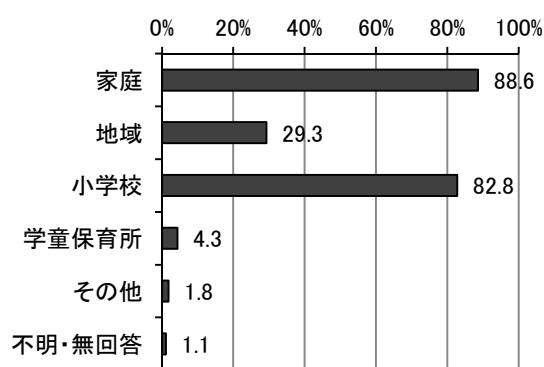
### ③子育てに影響すると思われる環境

子育てや教育に影響すると思われる環境についてみると、「家庭」が就学前児童で92.3%、小学生児童で88.6%と最も高くなっています。次いで、就学前児童では「保育所」が47.7%、小学生児童では「小学校」が82.8%となっています。

就学前児童 (N=646)

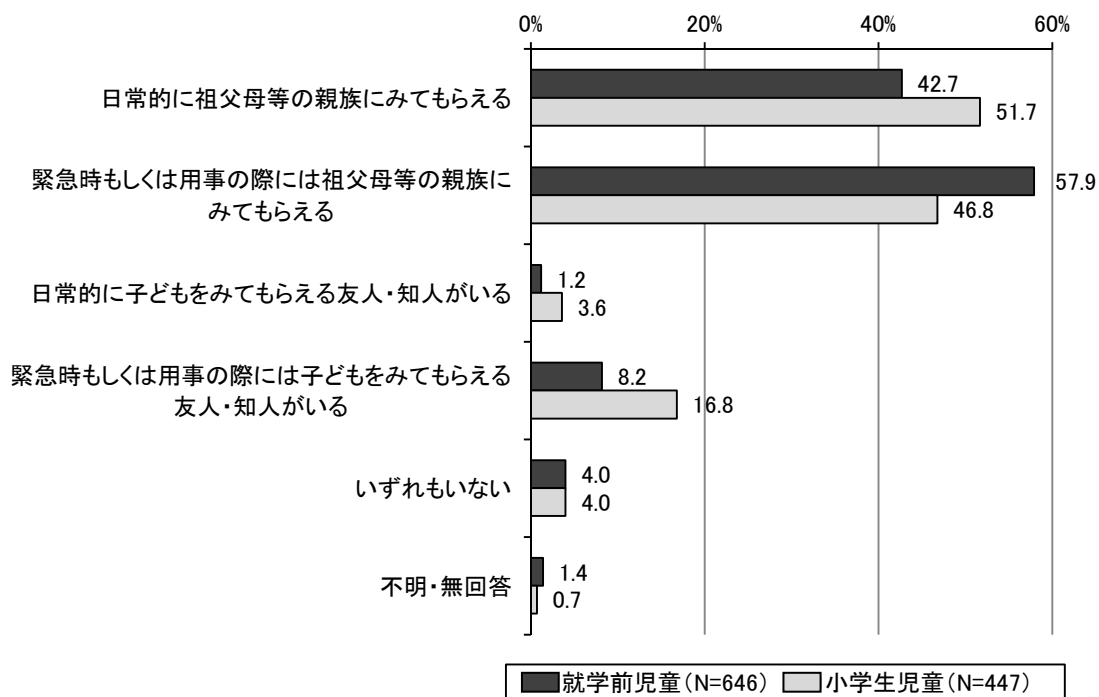


小学生児童 (N=447)



### ④日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

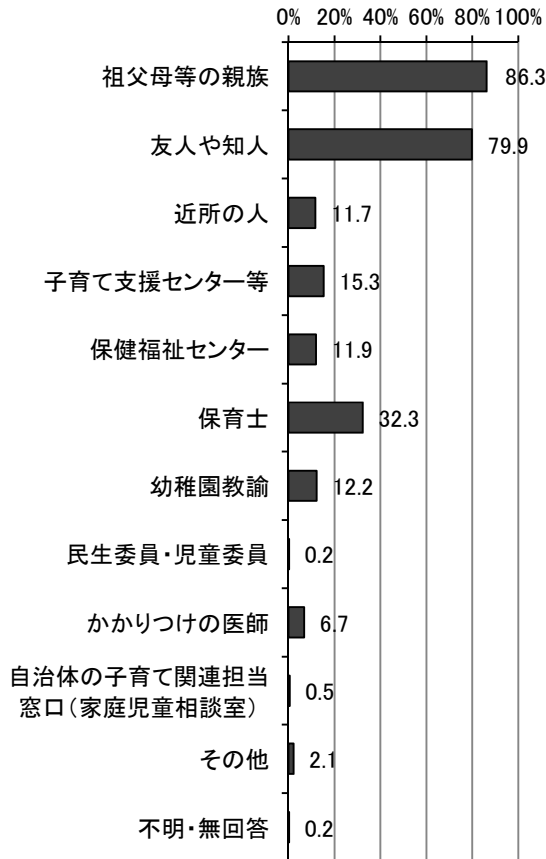
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が42.7%となっています。一方、小学生児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が51.7%と最も高く、次いで、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が46.8%となっています。



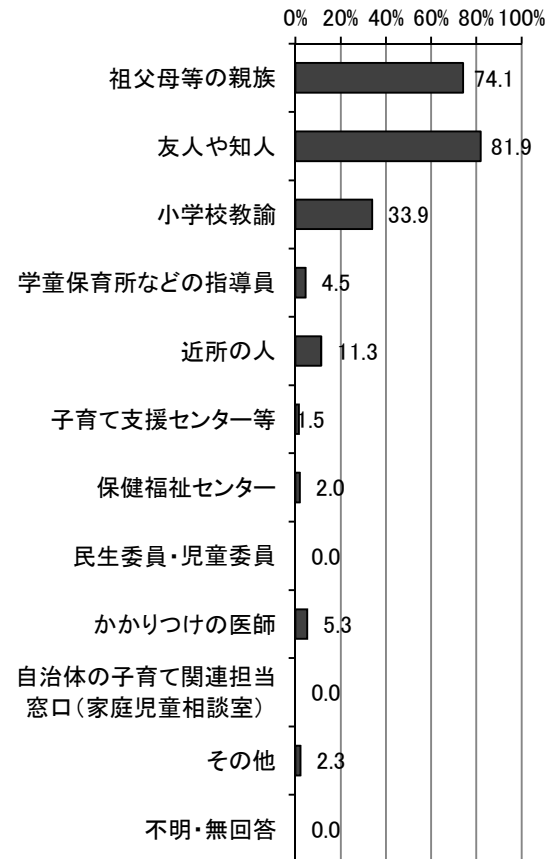
⑤気軽に相談できる先

気軽に相談できる先についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が86.3%、小学生児童では「友人や知人」が81.9%と最も高くなっています。次いで、就学前児童では「友人や知人」が79.9%、小学生児童では「祖父母等の親族」が74.1%となっています。

就学前児童(N=613)

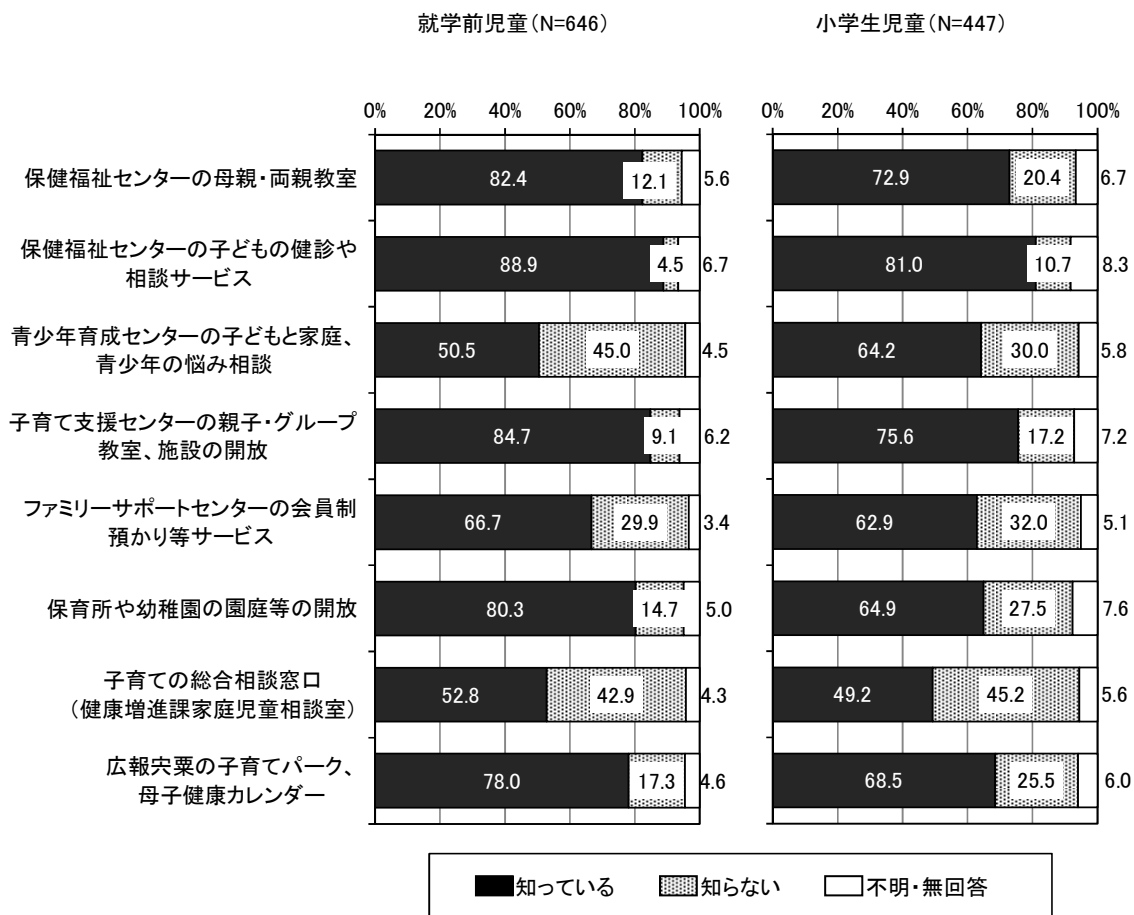


小学生児童(N=398)



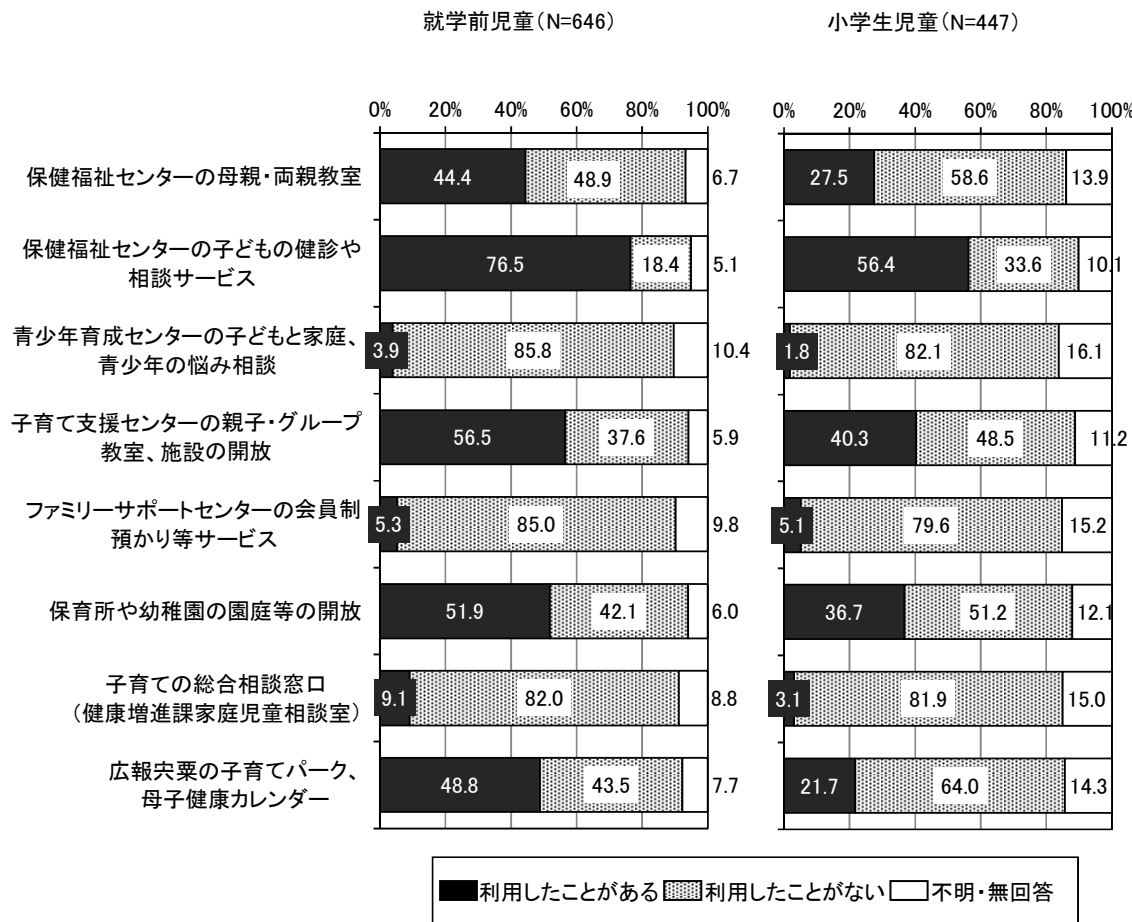
⑥地域の子育て支援事業の認知度

地域の子育て支援事業の認知度についてみると、「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」では、就学前児童、小学生児童ともに『知っている』が8割以上と認知度が高くなっています。一方、就学前児童では「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」「子育ての総合相談窓口（健康増進課家庭児童相談室）」、小学生児童では「子育ての総合相談窓口（健康増進課家庭児童相談室）」の『知らない』が4割以上あり、認知度は低くなっています。



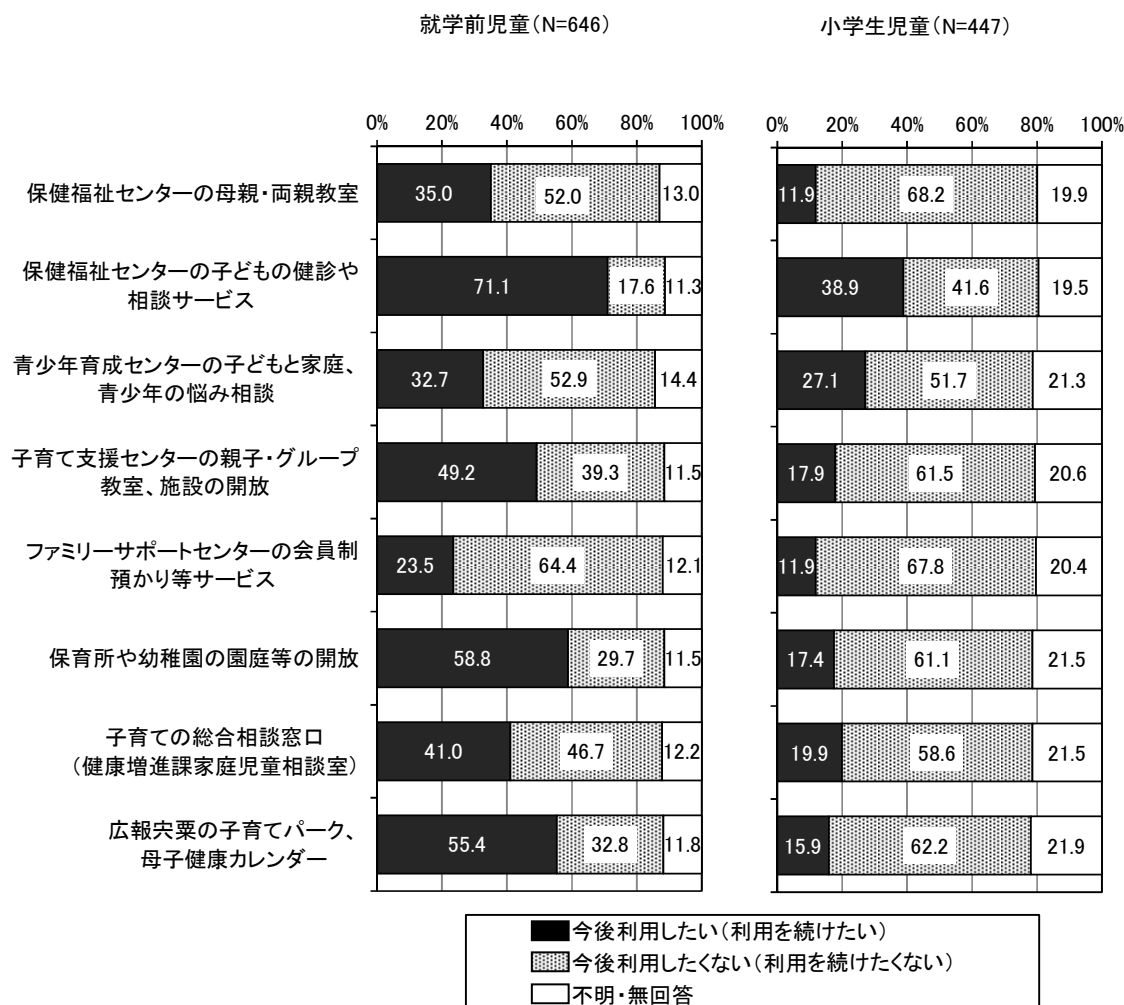
⑦地域の子育て支援事業の利用度

地域の子育て支援事業利用度についてみると、就学前児童では「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」「子育て支援センターの親子・グループ教室、施設の開放」等、小学生児童では「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」では、『利用したことがある』が5割以上と利用度が高くなっています。一方、就学前児童、小学生児童ともに「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」「子育ての総合相談窓口（健康増進課家庭児童相談室）」では、『利用したことがない』が8割以上あり、利用度は低くなっています。



### ⑧地域の子育て支援事業の利用意向

利用意向についてみると、就学前児童では「保健福祉センターの子どもの健診や相談サービス」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」では、『今後利用したい（利用を続けたい）』が6割近くから7割以上と利用意向が高くなっています。一方、就学前児童、小学生児童ともに「ファミリーサポートセンターの会員制預かり等サービス」では、『今後利用したくない（利用を続けたくない）』が6割以上あり、利用意向は低くなっています。



## 6. 第2次宍粟市少子化対策推進総合計画の評価

※庁内施策調査の結果を参考に記入していきます。

## 7. 現状・課題のまとめと今後の方向性（仮）

### ●子どもが健やかにはぐくまれる環境の充実が求められています

全国的な少子高齢化を背景として、宍粟市においても同様の傾向がみられますが、県や国と比べると高齢者の割合が高いものの、子どもの割合が高くなっていることが現状です。また、合計特殊出生率に関しては、県や国と比べても高い数値となっており、子どもを産み育てやすい環境という点では、一定の成果をあげているとも考えられます。しかし、全国的に出生数が減少傾向にあることは、宍粟市においても同様であり、これを課題として認識し、対策を講じていくことが必要です。そして、一人ひとりの子どもが健やかにはぐくまれるために、虐待、障がい、家族の状況などの事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた、すべての子どもと子育て家庭を支援することが必要です。

### ●地域・社会ぐるみでの子育て支援の取り組みが求められています

教育・保育環境の充実、子どもの年齢を問わず要望が高い問題であり、ニーズ調査においても、現状に対して多くのニーズが寄せられました。また、日々悩みの連続である子育てに対して、宍粟市では、子育てを支援するための様々な事業を展開してきましたが、その内容については十分認知されていないことがニーズ調査から分かってきました。核家族化や地域のつながりの希薄化により、緊急時に子どもを預けられる親類や相談相手も持たず、周囲から家庭が孤立してしまう状況が全国的にあります。支援の不十分な家庭では育児ストレスを感じたり、経済的な困難に直面した時に、うまく対応できないといった事態にもつながります。子育て支援センターやファミリーサポートセンターなどの子育て支援施設の活用はもちろん、延長保育、一時預かり、各種検診事業等の制度に関する取り組みの拡大を図り、地域と行政が子育て支援の連携を高めていくことが必要です。

### ●仕事と子育てを両立させる取り組みが求められています

宍粟市における核家族世帯の割合は、平成12年の50.1%から年々増加傾向にあり、今後とも核家族世帯の増加が想定されます。その中で、片親と子どもの世帯が増加傾向にあることも現状です。また、宍粟市の女性の労働力率は、県や国と比べても高い割合となっており、働きたい女性が増えていることも現状としてあげられることから、少子化問題の歯止めとなるワーク・ライフ・バランスの検討がひとつの課題となっています。仕事と家庭の両立支援に関して、母親のみを支援の対象として考えるのではなく、父親が積極的に子育てに携わることのできる環境づくりを平行して考えることが、母親の育児・保育ストレスの軽減に有効であると考えられます。

## 第3章 計画の基本理念

### 1. 計画の基本理念

## つながり はぐくみ 子どもが輝くまち(仮)

子どもは生まれながらにして、自分の目に入ってくる周りの環境に対して、溢れ出る好奇心を持っており、その純粋な力を発揮し、周りの世界とつながろうとします。周りの環境へ働きかけ、そこから学ぶことで、子どもは成長していきます。

また、子どもが最初に触れる社会である家庭には、子どもを育てる第一義的責任がありますが、さまざまな状況にある子育て家庭に対して、地域・社会があたたかな支援を行うことでつながり、子どもの育ちを一体的に支えていくことが必要になっています。

特に乳幼児期(就学前)においては、情緒の安定、基本的生活習慣の確立、集団生活の体験など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であると考えられます。その時期を土台として、切れ目なく就学後につないでいくことで、他者、引いては社会と関わる力を身につけ、自立した大人へと成長していきます。

宍粟市では、子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、さらに家庭も「はぐくみ」、そしてまちの将来を担う子どもが成長してゆき、地域の未来をはぐくんでゆく。そのような未来を担う子どもが輝くまちをめざしています。

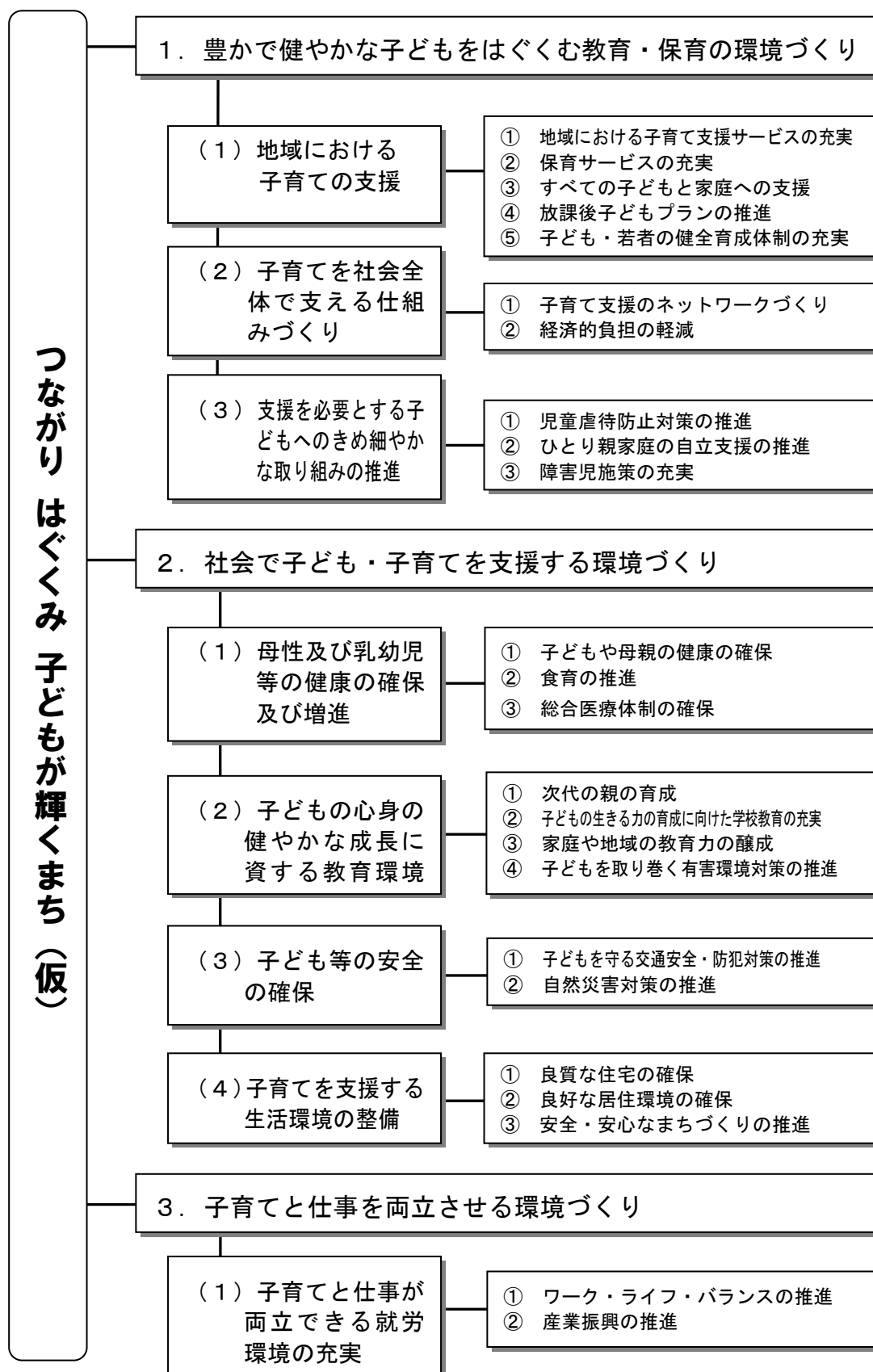
### 2. 計画の基本目標 (仮)

1. 豊かで健やかな子どもをはぐくむ教育・保育の環境づくり
2. 社会で子ども・子育てを支援する環境づくり
3. 子育てと仕事を両立させる環境づくり



### 3. 施策の体系

#### 【第2次宍粟市少子化対策推進総合計画を継承した施策展開】



## 第4章 施策の展開

第2次穴粟市少子化対策推進総合計画を継承した内容で施策を展開していきます。

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1. 必須記載事項

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

##### 圏域設定に対する国の考え方

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

本市における教育・保育の提供区域は、全市的な取り組みやまちの構想に基づき、市民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備など、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味し、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

## (2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

### 1) 前提となる事項

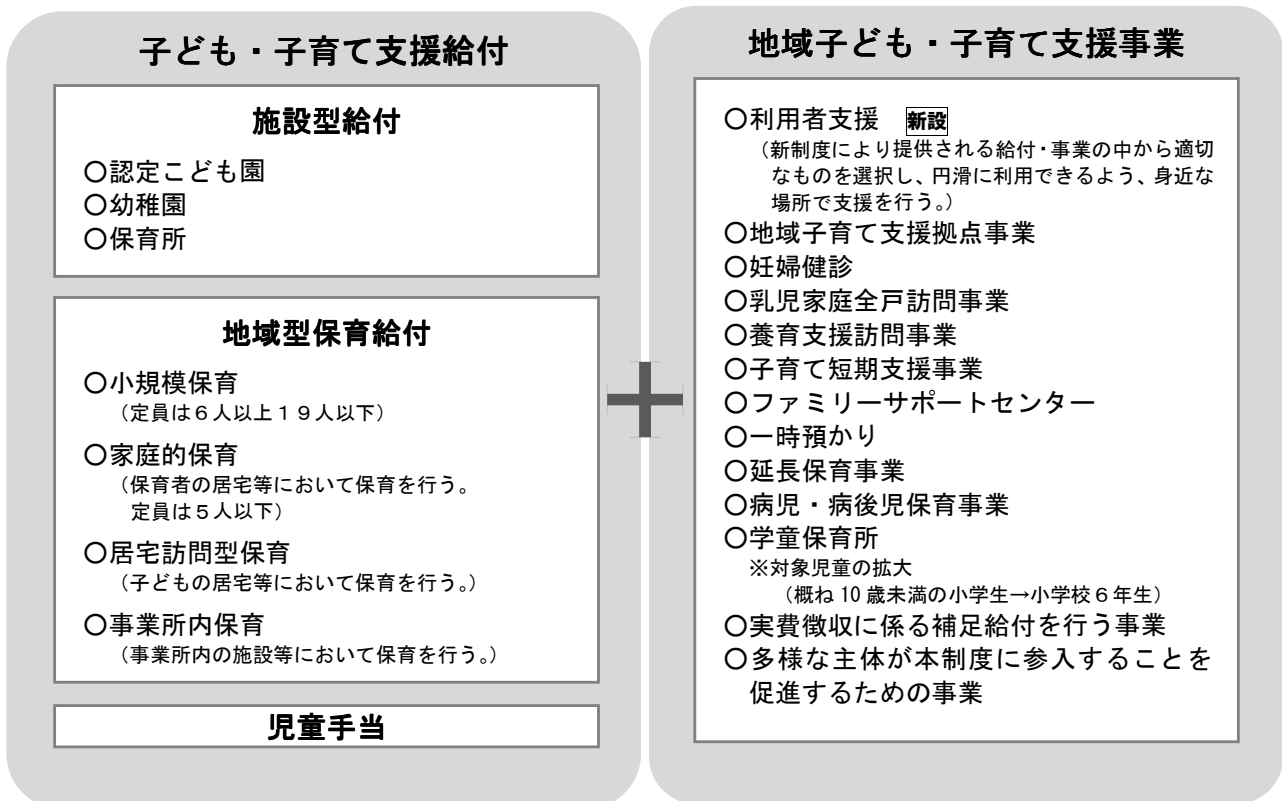
#### 国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。  
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)  
 ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する(ワークシート有)

#### ■認定区分と提供施設

認定区分	提供施設
1号 3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号 3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号 0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

#### ■子育て支援の「給付」と事業の全体像



## 2) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

### ■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

項目	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
①量の見込(必要利用定員総数)	234人	625人	457人	231人	623人	453人	227人	608人	444人
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保 育所(教育・保育施設)								
	地域型保育事業								
②-①									

項目	平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
①量の見込(必要利用定員総数)	224人	599人	434人	222人	593人	422人
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保 育所(教育・保育施設)					
	地域型保育事業					
②-①						

### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
-

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

#### ①時間外保育事業

##### ■時間外保育事業

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	107人	106人	104人	102人	100人
②確保の内容					
②-①					

##### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
- 

#### ②学童保育所（放課後児童健全育成事業）

##### ■学童保育所(放課後児童健全育成事業)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年	270人	256人	250人	235人	235人
	高学年	112人	110人	109人	109人	103人
②確保の内容	低学年					
	高学年					

##### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
-

### ③子育て短期支援事業

#### ■子育て短期支援事業

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容					
②-①					

#### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
- 

### ④地域子育て支援拠点事業（宍粟市子育てセンター事業）

#### ■地域子育て支援拠点事業（宍粟市子育てセンター事業）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地域子育て支援拠点事業（機能強化型）					
①量の見込	1,639人回	1,625人回	1,592人回	1,554人回	1,513人回
②確保の内容					
②-①					

#### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
-

## ⑤一時預かり事業

### ■一時預かり事業

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)						
①量の見込	3～5 歳 1号	1,596 人日	1,593 人日	1,554 人日	1,531 人日	1,517 人日
	3～5 歳 2号	30,976 人日	30,907 人日	30,150 人日	29,702 人日	29,427 人日
	0～5 歳	7,165 人日	7,123 人日	6,959 人日	6,817 人日	6,684 人日
②確保の内容						
②-①						

### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
- 

## ⑥病児・病後児保育事業

### ■病児保育事業

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	2,139 人日	2,128 人日	2,080 人日	2,040 人日	2,005 人日
②確保の内容					
②-①					

### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
-

## ⑦ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）

### ■ファミリーサポートセンター事業

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	93人日	91人日	89人日	87人日	85人日
②確保の内容					
②-①					

### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
- 

## ⑧利用者支援事業

### ■利用者支援

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②確保の内容					

### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
-



## ⑨乳児家庭全戸訪問事業

### ■乳児家庭全戸訪問事業

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	267人	262人	256人	248人	242人
②確保の内容					
②-①					

### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
- 

## ⑩養育支援訪問事業

### ■養育支援訪問事業

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	91人	91人	91人	91人	91人
②確保の内容					
②-①					

### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
-

## ⑪妊婦健康診査事業

### ■妊婦健診

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	実人数	262人	256人	248人	242人	236人
	延べ回数	-回	-回	-回	-回	-回
②確保の内容	実施人数					
	実施場所					

### ◆提供体制、確保策の考え方

- 
- 
- 

(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

## 第6章 推進体制

関係主体の役割を明記するとともに、推進体制図を示し、各主体の取り組みを記載します

### 参考資料

- ・ 策定経過
- ・ 委員名簿
- ・ 子ども・子育て会議設置要綱
- ・ 用語解説 等